

管理システム規格分野産業標準作成委員会

電子分野産業標準作成委員会

情報分野産業標準作成委員会

一般財団法人日本規格協会

産業標準作成委員会の所掌変更について（ディペンダビリティ関係）

当会の認定範囲における総合信頼性（ディペンダビリティ）関係の JIS は、従来は電子部品を対象としていたところ、昨今ではシステム、ソフトウェアなどの情報分野に係るものが主となっています。つきましては、専門的な JIS 案の作成及び審議等に対応するため、次の 1. 及び 2. のとおり、産業標準作成委員会の所掌を変更いたします。

記

1. 電子分野産業標準作成委員会から情報分野産業標準作成委員会に所掌変更

規格番号	規格名称	素案作成団体名
C5750-1	ディペンダビリティ マネジメントー第 1 部：ディペンダビリティ マネジメントシステム	無（日本規格協会内）
C5750-2	ディペンダビリティ マネジメントー第 2 部：ディペンダビリティ マネジメントのための指針	無（日本規格協会内）
C5750-3-1	ディペンダビリティ管理ー第 3-1 部：適用の指針ーディペンダビリティ解析手法の指針	無（日本規格協会内）
C5750-3-2	ディペンダビリティ管理ー第 3-2 部：適用の指針ーフィールドからのディペンダビリティデータの収集	無（日本規格協会内）
C5750-3-3	ディペンダビリティ管理ー第 3-3 部：適用の指針ーライフサイクル コスティング	無（日本規格協会内）
C5750-3-4	ディペンダビリティ マネジメントー第 3-4 部：適用の指針ーディペンダビリティ要求事項仕様書作成の指針	無（日本規格協会内）
C5750-3-5	ディペンダビリティ管理ー第 3-5 部：適用の指針ー信頼性試験条件及び統計的方法に基づく試験原則	無（日本規格協会内）
C5750-4-3	ディペンダビリティ マネジメントー第 4-3 部：システム信頼性のための解析技法ー故障モード・影響解析（FMEA）の手順	無（日本規格協会内）
C5750-4-4	ディペンダビリティ マネジメントー第 4-4 部：システム信頼性のための解析技法ー故障の木解析（FTA）	無（日本規格協会内）
C62853	ディペンダビリティ マネジメントーマネジメント及び適用	無（日本規格協会内）

	の手引-オープンシステムディペンダビリティ（開放系総合信頼性）	
C62960	ライフサイクル全般にわたる総合信頼性（ディペンダビリティ）レビュー	無（日本規格協会内）

注記 1 C5750-4-3 は、2020 年 7 月 6 日の電子分野産業標準作成委員会で JIS 案作成対象テーマが承認され改正作業中です。今回の改正までは、電子分野産業標準作成委員会の所掌とします。

注記 2 C62960 は、2021 年度から制定に着手する予定です。

2. 管理システム規格分野産業標準作成委員会から情報分野産業標準作成委員会に所掌変更

規格番号	規格名称	素案作成団体名
Q31010	リスクマネジメント-リスクアセスメント技法	無（日本規格協会内）

注記 Q31010 は、2021 年度から改正に着手する予定です。

以上

(参考) 産業標準作成委員会の主な所掌及び委員構成

1. 管理システム規格分野産業標準作成委員会

○主な所掌は、管理システム規格に関わる JIS 案を対象。

○委員構成は、次のとおり。

- － MSS の認定・認証に関する識者、及び MSS 分野の顧客(一般消費者の代表)を置く。
また、MSS が活用されている代表的な産業分野(鉄鋼、化学、電機、建設)及び
MSS の活用が進みつつある代表的なサービス分野(小売り業)の委員を置く。管理
システム規格を対象としており直接の商取引には関係せず、グループを特定しにく
いことから、全ての委員を中立者とする。

2. 電子分野産業標準作成委員会

○主な所掌は、電子技術分野の JIS 案を対象。

○委員構成は、次のとおり。

- － 中立者として、電子技術分野における、光関係・集積デバイス関係の学識経験者、
並びに総務省の担当課を置く。
- － 使用者として、電子機器の消費者代表及び回線事業者を置く。
- － 生産者として、電子技術分野における、主要関連団体の委員を置く。

3. 情報分野産業標準作成委員会

○主な所掌は、情報技術分野の JIS 案を対象。

○委員構成は、次のとおり。

- － 中立者として、情報技術分野における、学識経験者、及び総務省の担当課を置く。
- － 使用者として、消費者代表及び情報システム等の使用者を置く。
- － 生産者として、情報技術分野における、システム系・スマート系の主要関連団体の
委員を置く。